

平成27年塩尻市議会9月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成27年9月15日(火) 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第16号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市林業総合センター条例を廃止する条例

議案第18号 塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部を改正する条例

議案第24号 市道路線の認定について

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第29号 平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第30号 平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

陳情9月第2号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 塩尻地区労働組合会議議長 梅木 幸雄 君

○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時56分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より若干早いですが、皆様おそろいですので本日も審査を続行いたします。

それでは、昨日から説明を求めております3件、まずGISの地図に関する事、それからまちづくり会社に関する事、さらに区画整理に絡む建設コンサルタント、公益法人についての説明ということの順番でお願いいたします。

委員長から申し上げますが、各説明5分程度でお願いしたいと思います。それでは、GISの地図の件。

○産業振興事業部長 どうも大変御苦労さまです。昨日、村田委員さんのほうから庁内全体のGISの取り組み、そしてまたその進捗状況という御質問ございました。企画政策部の情報政策課の係長を呼んでおりますので、説明させていただいてよろしいですか。

○委員長 はい。これを許します。

○情報企画係長 情報政策課の小澤でございます。よろしくお願いたします。昨日の村田委員さんの質問に対するお答えになります。今現在ですね、全庁型のGISと個別のGISというふうに2つの種類でやっております。全庁型のGISにつきましては平成23年度に導入をさせていただきました。現在までですね、庁内の業務としては38の地図、それから、庁外、市民向けの地図としましては10種類の地図を整備しまして業務に活用させていただいております。全庁型のGISにつきましては、一般的な地図情報をもとにそこにさまざま、例えばごみステーションであったり、ハザードマップであったりといった情報を重ね合わせることで表示をさせていただいているものになっております。また、個別のGISにつきましては、各業務で全庁型のGISよりもより詳しいものという形の中で、6システムほど導入させていただいております。以上でございます。

○副委員長 どうもわざわざ、ありがとうございます。それで、統合化っていうようなところですね、実際に各保有の情報を統合化することで、具体的な何かメリットとか、御提示いただけるものあれば、まず教えてください。

○情報企画係長 各システムごとに、もともとであれば紙の地図というものを使って管理をしているものをですね、統合型のGISに載せることによって、権限の問題とかもありますけれども他の課で自由に使えるようになったりとかですね、そういったものが幾つかございます。それらのものを利用して、その担当課において必要だと思われる内容、自分の業務にとって必要だと思われる部分を地図で見たりするっていうことができるようになるという点で、統合型というものは必要だというふうに考えております。

○副委員長 そういう意味で、そういう御説明になるかと思うんですが、最終的には市民向けっていう、今、お話しもございましたけれども、複数の地図、レイヤー状に重ねることによって何か新しい発見みたいなものを期待したいわけなんですけれども、何か具体的な、重ねて見ることでこんなことができるようになったみたいな事例があれば、教えていただきたいなど。

○情報企画係長 実際に重ね合わせたことで、どう、何か発見があったかっていうのは担当課のレベルに応じて違ってまいりますので何とも言えませんけれども、例えばですね、ハザードマップと揺れやすさのマップと地域の危険度マップといった防災に特化したマップを市民向けにも公開しておりますので、そういったとこの関係からすると、自分の住宅のところかどのような災害の関係として、市としてどのくらい危険だっていうふうに出しているというようなことは、重ね合わせて見ることによってより詳細に中身がわかるものと思っております。

○副委員長 じゃあ、ちょっと視点変えまして、きのう農業関係の農地ナビでしたっけ、御紹介いただけたので

早速拝見させていただきました。航空写真のところで、いわば住宅地なのか農地なのかっていうところを区画ごと点描してるような状況ですね。例えば昨今、遊休農地の存在がどうかということで、つまるところ圃場の属性そのものなんですけど、遊休農地帯今活用しているものの状況みたいなものは、市民向けは別としまして皆様のほうにはそういうことで掌握はできるんでしょうか。

○農業委員会事務局長 全国農地ナビはですね、公表ということで誰でも見れるようになってますんで、そこには遊休農地等の情報は載せてないんですが、今後、農業委員会のほうと農政のほうで一緒に農地パトロール等で耕作放棄地なり遊休農地の台帳は整備してあります。実際にですね、そういう方には通知を出して、今後の意向を調査しております。返ってきたものにつきましては、来年度以降になりますが、その農地ナビのほうに本人の了解を得られれば、そこに意向を載せていくということで、今、考えております。

○副委員長 ありがとうございます。そういう意味で、お手持ちの情報っていうのは、あぁいったものに載る以外まだ多々あるんじゃないかなと思うんですが、最後のブロックの質問ですが、実際にそういう情報をどこまで載せるかっていう、その判断は当然あるかと思えますし、さらに公開するにはどうしたらいいかっていうような関係があります。実際に、きのうの決算書を見ますとですね、非常にデータ作成で膨大なお金を使っているっていう気がします。つまるところ、今回はパスコっていうところの特定のアプリについての操作。ITベンダーからするとですね、非常に楽なビジネスなんです。全国共通な仕組みをつくって、さらにデータまでつくれるっていうようなですね、そのあたりが非常に高額になっていて、そういうデータ作成及びそのメンテナンスに関する費用削減という意味で、今回どうこうっていうことではないんですが、皆さんで知恵を絞っていただいて、やれるところは自分たちでやるというような姿勢っていうのも持っていただきたいなと思います。というのはですね、私、某県警のですね、道路標識、県内の道路標識全体をGIS化するっていうテーマをやりました。実際には、その仕組みをつくるよりもデータを入れる、ベリファイするっていうようなですね、そういったところに膨大なお金をかけてるんですね。みずからやれるところは、みずからやると。そういうようなことの中で、データ作成についてのコスト低減、今後検討していただければと思います。私のほうからは以上です。

○委員長 いいですか。答弁は求めませんね。

○副委員長 はい。

○委員長 それでは、次にですね、昨日、中村委員より質問がありました株式会社しおじり街元気カンパニーについての資料、事前に配付してあります。これに関する質疑を行います。それでは、説明を求めます。

○建設事業部長 街元気カンパニーの役員をやっているということもございまして、私のほうから説明をさせていただきます。資料ちょっとありますが、ちょっと量多いものですから本当に簡潔に飛ばしながら言いますのでお願いいたします。

最初、事業報告書第4期ということで、これ、平成26年度のものでございます。1枚めくっていただきまして、26年度事業報告、事業の概況のところ、上から3行目の中段、懸案であった古民家改修によるテナント誘致、空家の取り壊しによる平面駐車場化など新たなハード事業を実施したということでございます。

1番の実施事業、①中心市街地活性化事業。ウイングロード東側の空家を取り壊し平面駐車場、これ20台でございますけども実施をいたしました。それから、京屋西側の空家を取り壊し平面駐車場として行いました。それから、その次2つはイベント関係でございます。その次が、イルミネーションによる「あったかハートしおじ

り」。これ、山雅との連携もしております。それから、最後のボツ、エキサイティングビジョンは2年目でございますが、年間で18回開催いたしまして5,200人の皆さんが楽しんでいただいております。

それから②番、古民家活用事業。昨年の7月の26日に1階にそば処せきや、2階にエステサロンユーインがオープンいたしました。躯体部分の工事を街元気カンパニーが行い、内装等ほかの部分については入居業者が行ったものでございます。

それから、ビル管理事業。えんぱーくの1階にショップが2つ入っております。26年3月に開店したういずの森、それから24年7月のプチルノールということで、これの誘致と、お店の指導等を含めまして周辺との連携も含めまして街元気カンパニーが行っております。

2ページ目で、市営駐車場事業ということで、きのう説明させていただきましたが、立体駐車場と駅前、駅東側、西側の駐車場を指定管理として受けておりまして、大門駐車場の街灯、エレベーターホールのLED化を実施しております。合計約55万5,000台の利用台数がございました。

それから、ウイングロード管理事業ということで、振興公社からビルの施設管理と販売促進の業務を受託しております。

今後の課題としまして、空き地、空き店舗の活用、収益事業の拡大等ということでございます。

3ページ目に会社の概況ということでお示ししてございます。3番目、営業成績及び財産の状況の推移、1期ってというのが平成23年の11月からということで23年度、その後24年度、25年度、26年度という形で見ていただければと思います。営業収益のところ、初動期の2年間は非常に少ない状態でしたが、3期、4期で指定管理による駐車場とかウイングロードの事業が入って黒字という形に転換しております。

株式の状況、4番ですが、1,755株、74名の株主ということで、1,755万円の資本金となっております。

従業員4名で、取締役、監査役はそこに記してあるとおり10名の取締役と1名の監査役ということで、現在は監査役がまた変更になっております。

借入先、政策金融公庫から借入れをしております。一応、事業報告は以上でございます。

次、27年の事業計画がついているかと思えます。大きな事業計画、26年度と変更ございませんので、変更が若干ある部分のみで、1ページ目の下の2番の市営駐車場のところでは、最後の下段のところ、LED化をさらに進めたいということで、予算に限りがございますけれどもメインの立駐のところはまだLED化になっておりません。順次これを改修していきたいというふうに考えております。

あとは、めくっていただきまして、ウイングロードの運営管理事業、古民家活用事業、ビル管理事業、平面駐車場事業という形でございますが、平面駐車場につきましては、先ほど26年度で説明した以外にプラス2カ所でございますけれども、本年4月より新たに月決めでございますけれども運用を始めた箇所がございます。

それから、最後、3ページのところで、収益の再投資による新規事業ということで、今いろいろ検討しておりますけれども、一部試行錯誤した中で塩尻の水を活用した事業という形で山雅との連携の事業を少し始めてるくらいでございます。あとその空家レンタルの活用っていうのはですね、空き店舗だけをやってまいりましたが、市のほうで空家の条例ができて空家の活用ということについても目を向けていこうということで、自治体の持っております空家、空き店舗情報をもとにいわゆる掘り起こし作業など等を始めております。どのような

活用できるかっていうのは、まだ具体的にはちょっとわかっておりません。

それから、最後に決算の関係を、別冊であるかと思しますので、これも要点のみ説明させていただきます。2枚めくっていただきまして下の2ページと書いてあるところの、損益計算書の一番上の売上高の部分だけ。委託事業収入5,942万円。これは、振興公社からウイングロードビルの管理、販売促進について受託しているものでございます。テナント事業収入414万円。これは、そば処せきや、それからショップABからのテナントの収入でございます。駐車場事業収入。これは、立体駐車場、駅前とそのほかの月決めの平面駐車場の収入でございます。事業活動収入。これはエキサイティングビジョンでの収入とか、あとウイングロード1階のところで催事で行うときにいわゆる出てきた店舗からお金をいただく、そういうものでございます。受け取り負担金。これは、街元気カンパニーが主体でチラシを打ったときに、ウイングロードに入っているお店からチラシの負担金としていただいたものが主なものでございます。それから、ウイングロードの駐車場収入。この上の駐車場とちょっと違うんですが、これはウイングロードのほうの4階、5階に駐車場がございまして、そこの収入が724万円でございます。

それから、今度支出のほうは3ページのほうをごらんいただきまして、販売費及び一般管理費の内訳書のほうで主なものだけ説明いたします。人件費、給料手当1,180万円余、4人でございます。それから、その他経費で水道光熱費。これは、大門駐車場の照明灯や水道とか、ウイングロードの共有部分のものが入っております。それから、6つか7つ下がりまして、備品消耗品335万円ですが、これは、駐車場の1回ずつ使う駐車場の券の印刷代が主なものでございます。それから、1つ飛ばしまして、修繕費326万円。駐車場の修繕とかLEDの工事もこの中に入っております。それから、地代家賃。これは、せきやのところも土地を借りておりますし、平面駐車場も民間から土地を借りておりますので、その地代でございます。委託費7,356万円でございますが、これは、市営駐車場の関係はシルバー人材センターに委託したり、駐車場の出入口の機械のところをそういうメンテ会社に委託したり、エレベーターの保守管理を委託しております。これが1,618万円くらい。このうち1,618万円くらいが市営駐車場関連。ウイングロードの関係につきましては、清掃、それから警備、それからエレベーター、エスカレーターの保守点検、施設全般の保守点検で5,639万円余等でございます。それを合計しまして、その他も若干ありますが委託費となっております。1つ飛ばしまして、工事請負費。これは139万円ですが、ウイングロード東側の駐車場をつくるために、建物がございましたけど、その解体費用でございます。これは減価償却ということで見れる分はその下に入っておりますが、ものがなくなってしまうものについては工事請負費で処理してございます。その次、減価償却費191万円は、平面駐車場、古民家のものでございますが、後ほど次のページで説明いたします。使用料及び賃借料は、コピーだとかインターネットバンキングとかそういうようなものでございます。

それで合計で、1億1,400万円余となっております。

最後に、4ページのところで、財務諸表に関する注記ということで3番、固定資産の取得価格、減価償却の関係でございますが、昨年度は、取得価格の次に当期取得価格3,303万円余でございますが、建物と建物附帯設備、構築物等がございます。せきやのところの工事と、ウイングロード東側の駐車場もみんなこの中に入っております。それを定期、定額等で、1つ飛ばして当期減価償却額という形で出させていただきます。191万円という形で先ほどの前のページの191万円のところになっております。

あと、借入金の関係は4番ですが、1,500万円を1.6%で10年間で借りておまして、年153万6,000円の返済という形で行っております。

それから最後に5番の補助金ですが、せきやの関係の駐車場を整備した関係で97万5,000円の市からの補助、それから、ウイングロード東側の平面駐車場については205万9,000円の補助という形で補助金を受けております。私からは以上でございます。

○中村努委員 ありがとうございます。26年度の事業報告の中で、この会社のおおむね初期の目標を達成することができましたという記述があるわけですが、こういう表現を見ますと、会社をつくったときの目標っていうのはほぼ達成できたというふうに見えるんですが、そういう認識でよろしいですか。

○建設事業部長 これ、初期の目的というのは、26年度終わった事業は古民家再生、10年くらいかけてやってきた継続しているものでございますし、あとウイングロード東側も用地交渉に五、六年かかってきたものということがあるって、ちょっとこういう表現になっているんですが、これをもって全部会社の使命が終わったということではなくて、26年度の当初に考えていた事業について初期の目標を達成したと、そういうふうにとちょっと済みません、読んでいただければと思います。

○中村努委員 そうすると、この会社を立ち上げた目的っていうのはやはり中心市街地、特に大門中央通り商店街の再生ということが主な目的だったと思いますが、今後もそのほうに力を入れていくのか。以前、空家調査の委託事業もあったと思うんですが、その考察から中央通りの商店街の様子っていうのが、どの辺を目指しておられるのかお聞かせください。

○建設事業部長 中心市街地の中で特に活性化しなきゃいけないエリアというのは、やはりえんぱーく、ウイングロード周辺のところを中心に考えていきたいということでございます。これ、見ていただいてわかるとおりですね、1つの事業をやるにもですね、お金もかかりますし、時間も実はかかまして、現況のその保守の関係、借りてる方の関係とか、そういうものの整理から何からで非常に年月を要しますので、それがたまたま26年度はある程度成果、一部は出たということです。それを引き続き当然ですがやってまいります、ということでございます。それだけだとやはり収益ということもなかなか難しい部分もありますので、会社の収益事業をもっと確保していきたいという視点でも別の事業をできるだけ入れていきたいと。それは、市街地の中での空家の事業なんかで、もしかしてそういうことで何かできないかとかですね、それから、それ以外のエリアのところでもそういう市の活性化につながる事業で収益を上げられないかっていうことについても視野を広げている部分がございます。ただ、当面の目標でございます中心市街地の活性化ということについては、先ほど言いましたあのエリアを中心にあそこをまずきちんとやっていきたいということで、市のほうで持っていますデータ、空家とか空き店舗の情報みんな街元気カンパニーのほうに統一されておりますので、それをいわゆる深掘りって言うんですかね、全部交渉をですね、少しずつですけども始めております、いろんな方とですね。その辺が実ってくればということなんですが、それは少し時間がかかるということかと思っております。

○中村努委員 非常に専門的な仕事になってこようかと思いますが、ここで言うところの従業員4名の方は、そのプロフェッショナルっていうことでよろしいわけですか。

○建設事業部長 まちづくりにはいろんなスキルが必要になります。今いる方は、大型ショッピングセンターの運営をしてきた方ですので、テナント、大きなショッピングセンターのテナントのリーシングって言いますけど

も、入れかえだとかテナントミックスとか、そういうことについての知識のある方はおられます。それから、まちづくりに意欲を持ってる若い方もおられるし、もう1人は、これも大手のショッピングセンターの店長をやった方ですけども、そういうテナントのことについての知識は持ってる方はおられます。ただ、今度不動産とかです、そういうものについての知識を持ってる方ってのはいなくてですね、少し少ないので、その辺を私も役員ですし、そういうところで市の持っているノウハウとかをお伝えして、私もやったりとかいう形で事業を進めていると、それが実態ですね。

当然、今の人数で十分だとは思っておりませんが、これだけのものを管理してますので、その辺非常に8割方、9割方手を取られてしまっていますので、やはりそれをもっと雇用できる体制にもって行って、そのいろんな人がやはり仕事ができるような会社にしていかないと、もう少し事業は広げられないかなというふうに思っています。

○中村努委員 しっかり中心市街地の大門中央通りのほうの再生っていうのを、しっかり最後目に見える形になるまでやっていただきたいんですが、ちょっと現状ですとね、その駐車場等の委託事業がメインで、借入金があると1, 300万ですか。何かその返済のためだけに何か残ってるような印象受けますんでね、もう少し、何て言うんですかね、投資に見合うような事業計画を立てて成果を残していただきたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかの委員よりこの件に関して御質問ありますか。よろしいでしょうか。

それではですね、区画整理に関するいわゆるコンサルティングというか公益社団法人について、牧野委員からあった件についての説明を求めます。

○都市計画課長 お手元にお配りしましたもう1つの資料のほうごらんください。2色刷りになっているものでございます。これにつきましては、公益社団法人全国市街地再開発協会のパンフレットからの抜粋という形で用意させていただいております。写真下にありますが、この法人につきましては公益社団法人であるということがまずございます。

その下、協会の概要でございます。きのう若干説明した部分とかぶりますけれども、当協会はということから2行目のところ、市街地の再開発、住宅地区の環境整備、密集市街地の整備、マンションの建てかえの円滑化、中心市街地等における居住機能の増進等、市街地の再開発等に関する情報提供、相談、調査研究及び金融支援を活動の中心に据え次の事業を行っておりますということで、今回につきましては、2番のところの事業をやっていただいているというものでございます。地方公共団体や地権者からの市街地の再開発等に関する相談に対応し、事業の立ち上げ時の支援に取り組んでいるというものでございます。

ページめくっていただきまして、事業内容についてでございます。このうち、済みません、ページ入っておりませんが、3ページ目の相談・助言というところをごらんいただきたいと思います。各種相談・助言ということで、具体的な事業の進め方等についての相談・助言を行っておりますというものがございます。それと、その下、再開発等に関するコンサルティングということで、地方公共団体や再開発準備組合等からの委託に基づき調査・設計作業を行う民間事業者の選定を行うとともに、発注後の民間事業者に対する調査・設計業務の進行管理を行い、これらを通して良好な市街地形成及び円滑な市街地の再開発等の事業化を支援しているという団体でございます。ここには書いておりませんが、国交省本省との人事交流も行っておりまして、補助金の獲得に有利に働くという面もございます。

ページめくっていただきまして、役員、組織図とありまして、会員構成でございます。正会員ということで、

地方公共団体170自治体が加入しているものでございます。また、賛助会員については、200件以上の会員がでございます。最後のページ、A3版になっておりますけれども、会員一覧ということで挙げたものでございます。都道府県につきましては41の都道府県で、長野県も入っているものでございますし、市区町村は129で、塩尻市も入ってございます。賛助会員につきましてはコンサルさんが当然多い中で、あとゼネコンさん、それと、少ないながらもハウスメーカーが入っているということで、特に塩尻駅北につきましては、そういったものとの連携も必要かというところで有利になるのかなというところで、市街地再開発協会との契約を行ったというものでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**牧野直樹委員** よくわかりました。賛助会員、日本の大手ゼネコンほかすばらしいメンバーが入ってますね、これは。それで、例えば長野県を見たときに、塩尻市、片や19市のうち1市だけが会員になったということで、年間、毎年、全国市街地再開発協会等負担金8万円っていうのを毎年払ってるわね。これ、いつからここに入ってるんです。入ったのはいつです。会員になった、いつごろからだい。

○**建設事業部長** ちょっと正確なあれがわからないんですが、十一、二年前に中心市街地の関係で、私、携わったときにもう既に会員になっておりましたので、その前のヨーカドーのね、23年前ですか、のころかなと思います。ですから、そうですね、20年以上前からはないかなと想像されますが、ちょっと定かではありません。

○**牧野直樹委員** いろんな事業をやっていると思いますが、一番の名誉会長さんが商工会議所の会頭さんだったり、本当に大した組織だと思いますが、こういう組織だと安易に、何て言うの、いろんなつながりがあって、会員だし8万円も払ってるしっていうことで、そのまちづくりの協定についていろんな相談もしたりして、じゃあ、まちづくりの計画策定の業務委託をしようかってときに、野村桔梗ヶ原で1,900万、郷原で多分一千何百万だったと思いましたが、この決めるに当たっての内容っていう、例えば随意契約ですから、この都市計画協会のほうから見積もり等を取って担当者が見て、じゃあそのお金で契約しようかな、こういうことだと思うんだけど、そういうことで間違いないですかね。

○**都市計画課長** そのやり方でやっております。

○**牧野直樹委員** じゃあ、それが正しい金額かどうかっていうのは、担当者が判断をしてお決めになったのか、それともどこかそのような、また全国にもこういう優秀なっていうかすばらしい社団法人なり公益法人があって、そういうところから見積もりを取ってお決めになったのかっていうことなんだけど。

○**都市計画課長** ほかのところからも見積もりなりは取っておりますが、やはり初期段階ですので内容がそれぞれ異なっておりましたので、一律的な比較というものはできませんでした。担当者のところで積算基準等を認定、また若干につきましては単価比較は其中でさせていただいたという中で、業務の設計は市で行ったということでございますのでお願いいたします。

○**牧野直樹委員** だでさ、見積もり取るには同じ条件で出すよね。こういうところのこういう何ヘクタールの地域をこのような開発をしたい。については地権者と思われるのは何百人いてどうのこうのってやつは、一斉に同じ条件で出すわけでしょう。

○**都市計画課長** 条件は同じという形で出しております、仕様書的なものにつきましては、ただ、内容はですね、やっぱり違ってるんですよね。例えば再開発協会さんの場合は、地元対応、ここら辺の部分を結構重点的にやっ

いうところに出てきてるというようなところで、中身としては、やるべきこととしては一緒なんですけれども内容がそれぞれ違っているという状況でございました。

○**牧野直樹委員** じゃあ、質問変えます。年間8万円を払ってこの全国市街地再開発協会、これで何件目かな、野村と大門と、それからえんぱ一くのとこと、駅前のおそこの老人ホームのおそこのところもやって、その過去を見てすばらしかったと、よかったってということで、どんどんどんどんこういうのがあって、何か塩尻に、例えばここを使ったためにこういう業者もつかってやりやすかったとか、多分計画前策定をして、いよいよ中に入ってくる今度コンサルっていうのは、この中に今度は多分全国でも優秀なコンサルを紹介をしてくれてやってくると思うんですね。それが今度は実際のその計画だとかいろんなことをやってくるんで、そういうのでいいのかな。競争のこういう時代の中で、数多くあるコンサルとか、いろんなものがある中で、上の計画に沿って息のかかった建設屋さんとかコンサルさんとかってのを紹介されて、またそれも、今度は組合が今度発注するんで市は関係ないっていえば関係ないと思うんだけど、そういうやり方でいいかなっていう疑問があります。

○**建設建設部長** 私は、ある意味非常にいいシステムだと思ってるんですけども、実はコンサルさんの力量も実は実際におつき合いしたとこしか私たちわからないわけですね。今まで区画整理、私も2社のコンサルさんとおつき合いしたことございますけども、やはりそれは、日本の中で10本の指に入るようなコンサルさんではございませんでした。そういうことがございます。だけど、ここの公益社団法人は、そういうコンサルの力量とか得意分野とか、そういうことも全部知っております。ですから、そういうところについて再開協会でお願いしたときに、そういうところのコンサルさんとチームを組んで一緒に説明に来たり、地元に入っていたく。

だけど今度、組合が今度発注するときは、うちはまた組合にはゼロから考えていただかなきゃいけないので、今回もプロポーザルでやりましたけれども、そのときは市が技術援助という形で組合のほうをサポートしますので、組合の発注になるときもそうでございますけども、準備組合のときもそうでございますけども、プロポーザルのやり方については市のほうで技術的な援助をして、そこでは全く同じ土俵でですね、競争していただくということを当然やります。そのときに今回も2社、この4月でございますけれども塩尻駅北の区画整理については2社挙がってきてまして、非常にやはり力のあるコンサルさんでございました。非常に競争されたと思うんですけど、そこで審査員は庁内の職員と区画整理の準備組合の組合長さんに入っていて、そこで決定して1社に決定したということで、そこでは、もうそこから先はいわゆる委託関係では市街地再開発協会からは手は離れちゃってる。ただ、ずっと診断っていいですか、相談業務はですね、ずっとやっておりますので、ここは。それは、ときに応じて相談には乗っていただけるという体制は取っていただけるということですので、競争の時代ということのおっしゃることはよくわかるんですけども、それだけでやっちゃったときにですね、本当にいいコンサルさんっていうか、いい業者さんとかとおつき合いずっとしてかなきゃいけないわけですので、そういうことがうまく選択っていうか、選別されてくるのかっていうことについては、金額だけでやっちゃうとか、そういうことでやるとなかなか難しいという部分では、こういう社団法人に最初お願いして準備期間って言いますかね、そこをお願いするのが一番うまく回っていくのかなと、そういうちょっと印象を持っております。

○**牧野直樹委員** 部長の話を知ったら納得しちゃうような話をされますけど、当初、その開発協会とともに一緒にやってきて中に入ってるコンサルさんで、プロポーザルいくらやっても違う業者なんて、そんなプロポーザルに入ってくるような余裕って、余地がないっていうもんだよね。それは計画から一緒にやってきてんだで、なお

かつそういう業者がプロポーザルって、そこへ太刀打ちできるようなやつは2社ってなってるだ。当然、その2社だと思うんだよ。こういう中に入ってる優秀なコンサルが、こういう一緒に、その開発協会と一緒に計画からこうやってくれば、そんな脇から突然入ってできるようなそういうもんじゃないと思うんだよね。

じゃなくて、やはり、あくまでも今は行政の考え方だ。自分たちがあまり手を汚さないでも汗を流さないでも、そういう優秀な業者に頼んで。そうすると、地権者と役所っていうそういう信頼関係のところに、1つそういう優秀なそういう協会が入ったり、コンサルが入ったりしていったって、実際に地権者とのあれがあるのかなと思うし、これからこういうやり方でやっていきますって言われりゃ、そうですかって言うしかないんだけど。野村桔梗ヶ原と、大門が終われば、ほとんどもう多分市はやらないと思うんで、これは仕方ないかなと思うんだけど、こういうやり方はどうかという疑問だけは残ってすっきりしないまま、僕のライフワークとして研究していきます、議員やってる限りは。そういうことで、これはちょっとね、いろいろ探り出せば問題があると思うんだけど、いいです。

○委員長 いいですか。じゃあ、次に進みたいと思いますが、ほかの委員よりはよろしいでしょうか。

それでは、本日さらに審査を進めてまいりたいと思います。次に進みます。

議案第16号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第16号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○農林業再生担当部長 それでは、議案第16号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例でございますが、議案関係資料の41ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、この施設でございますけども、昭和56年に新農業構造改善事業で整備をいたしました片丘の農村広場に関する条例でございます。これにつきましては、平成5年から指定管理で片丘地区の地域づくり協議会と契約をいたしまして進めてまいりましたが、この施設をですね、民間活力により、サービスの向上ですとか、多様化するニーズへの効果的な対応といった、そういった指定管理のメリットという部分で今まで指定管理をしてきたわけでございますが、どうもそのメリットが効果的に今後も継続するといった部分については、どうも効果的ではないと思われまますから、これは本年度で5年間ごとの契約期限が切れますもんですから、ここで指定管理による管理運営に関する条文を削除をさせていただきたいというものでございます。今後、市の直営といたしまして、従来どおり片丘地区のふるさとづくり協議会へ業務委託をお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

なお、この条例の施行につきましては、28年の4月1日、来年の4月1日から施行するという予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員より質問等ございますか。よろしいですかね。

それでは、自由討議を割愛いたしまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第16号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市林業総合センター条例を廃止する条例

○委員長 議案第17号塩尻市林業総合センター条例を廃止する条例についての説明を求めます。

○森林課長 それでは、議案第17号塩尻市林業総合センター条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。議案関係資料45ページをお開きください。

提案理由でございますが、塩尻市林業総合センターを廃止することに伴い、塩尻市林業総合センター条例を廃止するものでございます。

条例の施行につきましては、来年平成28年4月1日からとするものです。

塩尻市林業センターにつきましては、平成12年4月の開設以来、林業の振興を図るため、地元林業者等の研修、また集会の活動の場として利用されておりましたが、現在、指定管理者として管理をさせていただいております南内田区に無償貸付させていただくため、条例の廃止をさせていただくものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より何か質問ございますか。

○中村努委員 無償貸付ということですけど、無償譲渡にはできないわけです。

○森林課長 相手先がですね、南内田区ということで地縁団体になっていないということもありまして譲渡という形にはならないということで、貸付っていう形で行いたいというものでございます。

○中村努委員 いいです。

○委員長 いいです。いいですか。

じゃあ、私から。済みません、その区のほうで地縁団体を取る意向はちゃんと持っているか、持っていないかだけ。

○森林課長 意向につきましては確認はしておりますが、現在、そのような動きは聞いてございません。以上です。

○委員長 わかりました。

○中村努委員 思い出した。今、地縁団体でないので譲渡はできないということですが、今、市内でファシリテーターマネジメントの中で、もう用途を地元で差上げたいという事例もたくさんあるんですが、やはり地縁団体でないで全て譲渡はできないということになるのかどうか。

○森林課長 現在、このような形で無償で貸し付けしている場所でございますが、郷原区区民会館、堅石生涯学習センター、勝弦公民館、柿沢公民館、町区の公民館ということで聞いております。

○委員長 いいですか。ほかに委員よりございますか。よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を割愛しまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第17号塩尻市林業総合センター条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第18号 塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第18号塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**ブランド商工観光課長** それでは、議案第18号塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部を改正する条例を御説明をいたします。説明資料46ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、塩尻市木曾高等漆芸学院を指定管理者による管理から市による管理とすることに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でありますけれども、当施設は昭和51年の4月に開校をしております。施設名称は漆芸学院でございますけれども、学院の指定につきましては、平成18年度の指定管理者制度導入と同時に非公募で指定管理をしてきたところであります。23年に2度、5年ずつ2度ということで、28年3月31日をもって指定管理が切れる、そんなタイミングで今回、市の直接管理ということにするものでございます。一般的な指定管理のメリットでございますけれども、施設の稼働率の向上や収益事業の実施ということが指定管理に求められているものでございますけれども、漆芸学院は職業訓練というものが主な事業であるということから、今回、市の直接の管理とするものでございます。なお、条例の中身でございますが、指定管理に関する規定を削除するというものでございます。

条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上であります。

○**委員長** 質疑を行います。委員より質問等ございますか。

○**副委員長** 済みません、ちょっと勉強不足で、ちょっと概要をお聞きしたいんですが、場所はわかるんですけども。実際に学院ってということなので、誰に対して何をしているか。それから、その漆器の技術を習得するっていう意味で、ほかに何かそういうような機関があるのかっていうことを教えてください。

○**ブランド商工観光課長** それでは、施設の概要等々についてもうちよつと済みません、詳細を申し上げますけれども、所在は、木曾平沢の1632番地の1ということであります。指定管理者は、現在は木曾漆器工業協同組合理事長の宮原正さんをお願いをしているところであります。

施設の利用状況等でございますけれども、工芸系の漆器科に在校生で12名。それから、デザイン系の工業デザイン科に15名ということで、年間80日の稼働実績でございます。後継者の技能の習得、向上等の職業訓練と、漆器技術者育成のための職業訓練等々を行っていただいているものであります。なお、類似施設というものは市内にはございません。以上です。

○**副委員長** そういう意味で、技能教育っていう意味で、村内っていうことでなくて、例えばもっと広げて地域でどうなのかっていうようなことは、いかがなものでしょうか。

○**ブランド商工観光課長** 県の指定の職業訓練校としましては、上松のほうに木工の技術の専門学校がございませぬ。なお、そちらのほうでも若干の木工に関する漆芸の技術も教えていただいているということでもあります。

○副委員長 そういう意味で、漆の技術を深掘りしていく、進化させるっていう意味ではここだけという、ここが専門のというような認識でよろしいでしょうか。

○ブランド商工観光課長 はい。漆に関することでは、近隣ではこの学校が唯一ではないかなというふうに思っています。

○副委員長 どうもありがとうございました。

○委員長 ほかにございますか。

○中野重則委員 指定管理を解いて市による管理ということで条例改正ということでありますが、具体的に市による管理はどういうふうになるのか。今まで漆器工業協同組合が指定管理者としてやってたんで、市が管理するという事になれば、どういう形で管理をすることになるのかお尋ねをいたします。

○ブランド商工観光課長 現行、指定管理制度を利用しておりますけれども、この制度を解きますと、木曾漆器工業協同組合に対して管理を委託をするという形に変更になります。

○委員長 中野委員、委託だそうです。もうちょっと内容を。

○中野重則委員 そうすると、具体的なその管理の内容は変わらないってことですね。

○ブランド商工観光課長 運営等々そのものについては変わらないという理解でよろしいかと思います。

○中野重則委員 指定管理から、市が委託をして指定管理を解くっていうことについては、お金の面ですか。

○ブランド商工観光課長 お金の面といいますか、先ほども申し上げましたけれども、指定管理の制度そのもののメリットは、利用者に対して利便性が向上することであるとか、収益が伴うものということが求められているわけでありましてけれども、この施設に限っては、収益あるいは利便性の向上という部分で、該当者が決められた該当者でございますので、委託という方向がベストではないかなということでもあります。

○中野重則委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○中村努委員 指定管理でね、公募して選定するくらいなところならわかるんですけども、そうでない施設で指定管理してるところってたくさんあると思うんですが、要は受け手である漆器工業協同組合が指定管理を受けられなくなったっていうふうに見えるんですが、その辺の事情を教えてください。

○ブランド商工観光課長 漆器組合のほうが受けられないということではなくてですね、公共施設そのもののあり方、将来、先ほども少量化っていうんですかね、そういうお話がありましたけれども、本来このまま持っていた方がいいのかどうなのかっていう将来的なところを見たときに、指定管理にしておいてひもつきでいるよりも、直接市が持っていて、今後の処分っていう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、扱いについて主導権を握っているということではないかなということでもあります。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○副委員長 ちょっととんちんかんな話になるかもしれないんですが、高橋節郎さんって漆の方いらっしゃるんですよね。やっぱり、そういう芸術性なこととか、漆の技術をどんどんどんどん進化させるっていう意味ではですね、やっぱり可能性はまだまだある。ただ、追求し続けなきゃいけないっていうようなことは感じています。先ほど入学人員みたいなお話をされましたけども、恐らく地元の方もさることながら他県からいらっしゃる方も多々あるんじゃないかなという、そういう意味で、プロモーションから考えたらですね、ちょっととんちんかん

な話ですが、頭の塩尻市を私は取ったほうがいいと思うんです。この施設名をいうときにですね。そういう意味で、木曾高等漆芸学院っていうほうが外部からのあれは来るような気がします、単なる意見なんで参考にしていただければと思います。

○委員長 要望でよろしいでしょうか。ほかにございますか。ないですかね。

ないので、自由討議を省いて討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第18号塩尻市木曾高等漆芸学院条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第24号 市道路線の認定について

○委員長 議案第24号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 議案関係資料の54ページをお開きください。議案第24号市道路線の認定についてでございます。塩尻市道道路認定基準に認められるため、今回、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、開発事業に伴います4路線でございます。

まず、一番最初ですけど、路線名、吉田公民館南2号支線でございます。55ページをお開きください。吉田支所の東側になります。8区画の造成を行ったものでございまして、現在6区画が住宅が完成し、今2区画建築中の状態となっております。両側側溝ができており、浸透ますでの雨水排水、上下水道も整備されております。起点となります市道につきましては、吉田神社村井線ということで、片側には側溝がついているところでございまして、延長が79メートル、幅員6メートルとなっております。

また、54ページのほうへお戻りください。大門二番町2号線でございます。1ページお開きいただいて、56ページを見ていただきたいと思ひます。場所につきましては、市民交流センターの東側の中信会館の東側になります。ここは7区画の造成ということで開発されておりまして、現在2区画が住宅が完成し、2区画が建設中ございまして、3区画がまだあきとなっております。両側側溝となっており、浸透升で雨水排水の処理を行っており、上下水道も整備されております。起点の市道につきましても両側側溝が整備されているというような状況でございます。32メートルとなっております。

続きまして、54ページ見ていただきたいんですけど、柿沢寺南2号線でございます。図面のほうにつきましては、57ページでございます。仲町交差点と金井交差点の間になります四沢川沿いのところでございまして、地権者から土地の寄附をいただいたということで今回市道の認定の基準になりますので、認定するものでございます。現在、ここには8区画の住宅が建設中でございます。排水につきましては、153号線のほうに道路排水がつながっている状態ございまして上下水道も整備されております。

54ページお開きください。塩嶺高原36号線でございます。図面につきましては、58ページをお開きくだ

さい。塩嶺体験学習の家の西側になります。これは、塩嶺高原の開発のときにつくった道路でございますが、認定が漏れておりまして、今回大変申しわけございませんが認定をさせていただくものでございます。開発に伴うものでありますし、かつ起点と終点につきましても市道と市道を結ぶ路線となっております。132メートルの延長となっております。

今回、4路線266メートルを認定することにより、路線数が2、470路線、市道延長89万292メートル、890キロメートルの認定となります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 委員より質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を省いて討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第24号市道路線の認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、じゃあ10分間休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

○農林業再生担当部長 それでは、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算について御説明申し上げます。別添の資料でございますが、補正予算第3号の資料の20ページ、21ページをお開きいただければと思います。6款農林水産業費1項の農業費2目の農業総務費からお願いをしたいと思います。

まず、農業総務費49万7,000円の補正をお願いするものでございますが、これは、農地台帳調整業務委託料ということで、先ほどお話がございました全国農業者会議が行っております全国農地ナビに、今まで農振の用地の情報が入っておりませんでした。今回、本市の持っているデータを農地ナビに適用するためのデータ入力をするものの費用、委託料でございます。

それから、次の3目の農業振興費でございますけれども、負担金補助及び交付金を2項目補正をお願いするものでございまして、1つ目の丸の農作物自給率向上事業、畑作物の作付補助金でございますが、本会議の中で古畑議員の一般質問にお答えいたしました内容でございまして、国の経営所得安定対策の事業がことし改正になりまして、対象者が認定農業者又は集落営農等に限られたことでございまして、このため本市の中で認定農業者の認定を受けなかった中・小規模生産者、農家の方が今後も農地を有効活用していただくという意味で、市の単独で

補助金の制度を新しくつくらせていただきました。内訳につきましては、認定農業者にならなかった64人の方が作付けをしております農地、おおむね115ヘクタールでございますが、そこへ麦、ソバ、大豆の作付けをいただきまして、その収穫量に応じて国の単価の9割を助成をするというものでございます。

それから、その次の丸になりますが、農業経営体育成支援事業、青年就農給付金450万円の補正をお願いするものでございますが、これは、本年度新たに青年就農給付金の対象となった方3名分、150万円掛ける3人分を、ことし対象になりましたので、ここで追加で補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**森林課長** 続きまして、1枚ページをおめくりいただきまして、22ページ、23ページをお開きください。1つ目の白丸、林業被害防止対策事業諸経費でございます。こちらにつきましては、400万円の増ということをお願いしたいと思います。内訳といたしまして森林づくり推進支援金事業委託料でございますが、こちらにつきましては、マツの枯損木処理委託料として60万円の補正をさせていただくものでございます。マツクイムシの被害対策として行っているものでございます。もう1つ、鳥獣被害防止緩衝帯整備事業委託料としまして、昨年に引き続きまして本年も熊の目撃、出没が相次いでいる中、熊の隠れやすい場所をなくすために緩衝帯整備を進めているところでございますが、本年度事業といたしまして小曾部の場所の右岸、また、岩垂新田につきましては3ヘクタール既に整備が終了しております。さらに市民の安全・安心を守るためにも整備を推進していきたいということの中で、区長さんより要望のありました宗賀洗馬の西裏、合わせまして下西条地区10ヘクタールを行いたいということで340万円の補正を行うものです。合わせて400万円でございます。

続きまして、次の白丸でございますが、森林再生林業振興事業2,094万6,000円を補正をお願いするものでございます。まず1つ目の黒ポツでございますが、森林整備地域活動支援事業交付金87万円でございます。こちらにつきましては、森林組合によります森林経営計画の作成等、本年度の事業の精査によりまして事業が確定してまいりましたので87万円の増でございます。また、森林整備補助金2,007万6,000円につきましても森林組合による森林環境保全直接支援事業補助金1,485万円の増と、合わせまして、みんなで支える里山整備事業522万5,880円の増を行わせていただくためのものでございます。合わせまして森林再生林業振興事業費2,094万6,000円の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**ブランド商工観光課長** 続きまして、7款商工費1項商工費5目観光費でございます。委託料と負担金補助及び交付金でありますけれども、関連がありますので説明をさせていただきます。信州まつもと空港地元利用促進協議会の負担金と、それから、観光振興事業のほうの委託料であります。福岡便の複便化に伴って利用助成をしております市民向けの助成のお金でございます。夏ダイヤ3月29日から10月24日において、信州まつもと空港を発着する福岡便が御承知のように2往復と複便化されました。それに伴いますスタートダッシュをかけるという意味から利用者の方々に助成をするという内容であります。観光事業委託料の6万2,000円でありましても、その3月29日から6月の30日までの3カ月、市民の皆さんの利用者が31名でございました。それに対して2,000円ということで6万2,000円です。

それから、広域観光推進事業で信州まつもと空港利用促進負担金ということで76万円でありましても、協議会の負担金の17%の支出ということで76万円を計上させていただいたところでございます。以上です。

○**建設課長** 引き続き、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費をお願いします。説明欄の一番上の白丸、道路維持改良事業、補修用資材500万円でございますが、舗装の経年劣化と本年度の降雨の日数の多さにより路

面の陥没、ひび割れが生じたため、応急的に補修するため常温合材の補正を行うものでございます。

その下の白丸、道路維持補修事業、黒ポツ、維持応急工事でございますが、先ほどの理由のため危険性の高い箇所の補修工事を行うものということで1,000万円の補正でございます。

その下の白丸、排水路整備事業、排水路整備工事でございますが、800万円でございますが、南熊井郷原線、松本歯科大学の通りでございますが、歩道整備にあわせて300メートルの排水路整備を行うものでございます。

引き続き、3目道路新設改良費をお願いします。一番目の白丸、生活道路整備事業、黒ポツ、支障物件移転補償費440万円でございますが、153号線と永福寺に入っていく仲町交差点の場所でございますが、通学路の関係で、歩行者の信号待ちでたまる場所がないということで、PTAのほうからも昨年からも強い要望がございました。警察とも協議もしておりましたが、当初は警察のほうで信号機の移転を見てくださいという話でございましたが、いろいろな事情により原因者である市のほうで持てという話になりまして、今回補正を行うものでございますのと、あわせて生活道路のほうで電柱移転を2本等を計上させていただきました。

その下の道路施設長寿命化改修事業でございます。2,620万円。一番目の黒ポツ、分筆測量等委託料120万円でございますが、この事業でございますが、松本歯科大学より歩道部分が歯科大の通りにありますけれど、その部分を寄附をしていただくという話になりました。当初からあその歩道がかなり路面状態が悪く、病院へ来る人たちも大変病院へ来るためにけがをしちゃうんじゃないかなんていうぐらいで、いろいろ苦情をいただいているところでございまして、歯科大とも協議を行う中で、寄附をしていただくのとあわせて市道の新設改良工事ということで歩道工事をやり直すということで、両側580メートルですかね、行うものです。あわせて先ほどの排水路整備を行うものでございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 ページめくっていただきまして、24、25ページをお願いいたします。一番上、4項都市計画費5目建築指導費、白丸の耐震対策等事業、黒ポツ、耐震診断業務委託料でございます。大門地区で昭和56年以前の建築に係る住宅の所有者634人を対象に、耐震診断の実施を促すダイレクトメールを今年度送らせていただきました。その結果、当初の想定を上回る80件の申請があったため、そのうち68件分、264万9,000円の増額をお願いするものでございます。なお、本事業につきましては、国費2分の1、県費4分の1の補助を受けて実施するものでございますのでお願いいたします。

○農林業再生担当部長 続きまして、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目市単農業施設災害復旧費の172万8,000円の補正をお願いするものでございますけれども、これは、本年の5月12日に台風6号がまいりまして、その中で、みどり湖と社会福祉センターとの間に水路がございますが、その水路があふれまして、みどり湖ののりの一部が決壊をしたということでございまして、それを復旧する費用でございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より、質問等ございますか。

○議長 済みません、ちょっと教えてください。今の耐震対策等事業の関係で、大門の昭和56年以前築の建物というのは、この634人対象っていうのは、56年以前は木造なら全部に出したということですか。

○都市計画課長 税情報等も参考にさせていただきまして、56年以前、建築基準法の改正以前の建物について拾いまして、その住宅の所有者に送らせていただいたというものでございます。

○議長 もう10年くらいになりますかね、耐震診断始めたの。そのときに耐震診断やった人は、抜かされてい

るわけですか、入っているわけですか。

○都市計画課長 済みません、説明不足でした。当然抜いております。これまでに診断を受けていない方を対象とさせていただきます。

○議長 なぜ聞くかという、ちょっとこんな話があちこちで出たものですから。それで、私自身が簡易診断出ですぐやって、ぎりぎりセーフってことだけど、あれから10年たったらへえだめだろうというのが、みんなの話なんです、そこらの対応はどんなふうにお考えなんです。

○都市計画課長 担当の係長のほうから説明させます。

○建築係担当係長 その当時ですと、ちょっと基準が違ってきておりますので、もう一度そういうお申し出がある場合はですね、一応診断を受けるという形で、要は1.0という安全だったという経過ですけれども、10年以上前ですので、一応もう一度、そういった申し出があれば一応受けるという形。あと簡易診断のみの場合の人もございますので、今やっている耐震診断については精密診断、もうちょっと踏み込んだ診断をやっておりますので、ぜひそちらのほうを受けていただきたいと思います。以上です。

○議長 済みません、今のね、申し出ればと言うけど、この診断のことそのものを知らない人もいますよね。今度の人は、女性と男性が来て床下まで入ってみんなやったけども、どうだどうだって話が、人が集まると出て、やあ、俺知らないなあって人が結構いたものですから。本当はこういうことも含めて対象と思われるところは、あるいは56年以前は、いわゆる耐震改修やった人は別にしてね、やるのが親切じゃないかなあと思うんですが。

○都市計画課長 おっしゃるとおりですね。10年以上前から始めておりまして、これまで当初17年度から始めたんですが、17、18年度は結構100件以上の診断をしているという実績がありました。その後診断がだんだん減っておりまして、近年では20件前後にとどまっているという状況もございまして、今年度初めてですね、大門地区の方、住宅の密集しているところからダイレクトメールを送って促進を進めようと、促進してもらおうということで始めたところ。その結果ですね、改修につきましては12%程度の申請でございますけれども、こういう形で申請があったということでございます。今後もですね、地区別にですね、ダイレクトメールを送って進めていきたいということで考えております。また、この地区以外の方につきましても、当初の枠で今までもとってございますので、またホームページ等でも流しております。今まで実績があんまり上がってないのであれですけども、そういった中でも対応をさせていただければということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 結構です。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 今の関連ですけど、質問しようと思ったらこれからやっていくということで、どういう形で、大門と同じようにダイレクトメールかなんか送ってやっていくということなのか、どういう形で進めていくのか。確かに国の補助、県の補助あればね、市としてもそんなに持ち出しなくてできるし、できる限りそれやっていただきたいと思うんですが、その辺について。

○都市計画課長 担当課といたしましては、今後も地区別に件数を限りまして600件とか700件ぐらいのペースになろうかと思っておりますけれども、そんな形で進めてまいりたいというふうには考えております。ただですね、耐震診断を受けていただいて、その後耐震改修に進んでいただきたいと思いますというのがこちらの考え方です。あ

くまでも耐震改修して安全・安心な住宅に住んでいただきたいということでございます。そうした場合にですね、今度は耐震改修の補助、耐震補強の補助もございますけれども、そちらについて国費、県費のつきかたが、多くなった場合に十分とれるかどうかというのがありますので、そこら辺につきましては、県等と調整させていただく中で事業を進めてまいりたいと考えておりますのでお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○中野重則委員 関連で質問といたしますか、要望といたしますか、排水路の関係の補正が出ましたので、実は太田井堰、太田区、それから郷原、堅石、原新田区と農業用の水路があるわけでありましたが、私どもの原新田の住民からも相当ないろんな要望、いろんな苦情も来ております。水があふれるとかいろんなことが。それで、太田井堰の窓口、相談に行く窓口はどこになるのか。その辺がいまいちはっきりしてないかなと思いますので、お答えできる範囲でお答えいただきたいなと思っています。関連でありますので。

○委員長 堰の窓口ということですが。

○農林業再生担当部長 太田井堰につきましてはですね、委員さんお話しのとおり、地元のちょうど民家の中心を走っているような水路であります。基本的には農業用水路という形で位置づけさせていただいているものですから、農政課のほうで窓口という形になってございます。

○中野重則委員 そうすると、水があふれるとか、あるいは大雨が降ったら、区長が飛んでいって水路を閉めるとかっていう作業をそのたんびやっているんですけど、その辺のところの、こういうふうにしてほしい、あかにしてほしいというような相談の窓口は農政課でいいということですよ。

○農林業再生担当部長 太田井堰につきましても地元でですね、水利組合がつくられております。それぞれの会長がいらっしゃるわけでございますが、水路の問題等がありましたら農政課へ来ていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○中野重則委員 わかりました。いいです。

○委員長 遠慮なく要望していただければと思います。ほかにございますか。

○中村努委員 道路の寄附採納の分筆の測量費の関係ですが、これは寄附採納として道路敷に寄附したいといった場合の測量費というのは、どこも市が負担してくれるということですか。

○建設課長 市道認定とか開発のときには、必ず地権者からの負担ということでやってはおりますが、今回の歩道の部分につきましては、市民のほうからは、あれ、この道路は歯科大の歩道だということは皆さんわからないような状態でありまして、やっぱ管理者ってものが、これは市でやらなきゃいけない、ここが個人が管理しなきゃいけないとこの見きわめじゃないですけど、ところがわからず、病院等の連携もありますので、来場者の安全を守るということで、今回この歩道整備にあわせてやらせていただくものでございます。

○中村努委員 そうすると、通常市道認定のために幅員確保で寄附採納するといったような場合は、その土地の所有者が測量まではするというのがルールということでしょうか。

○建設課長 そのようになっております。

あと補足でお願いしたいんですけど、私は市道認定のときにつけ加えればよかったんですけど、交付税の算定の基礎数値となります市道認定の1キロ50万円、面積は1,000平米につき10万円ということでございまして、今回それなりの測量等も行っても交付税措置も多少なりはあるということで御理解いただければと思います。

ます。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○**農林業再生担当部長** 先ほどの太田井堰の関係でございますが、1点確認させていただきますが、基本的には農業用水路なんですけど、今のお話のとおり、生活用水で使われることもございますし、また道路排水等で使われているところもありましてですね、混雑している関係上、場合によっては、農政が窓口で構いませんけども、建設等で一緒に協議しながら、場合によっては建設の整備または農政の整備という、そういった可能性もあるということだけお含みいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○**中野重則委員** まさにそういうことでございまして、特に原新田の場合にはもう農地がなくて、全て市街化区域でございまして。ですから、農業用水路としての利用価値がないわけでありまして。したがって、位置づけは防火用水という位置づけですが、とても消防に使えるようなということではありません。したがって、いろんな状況の中で苦情あるいは要望等出てくるわけでありまして、その辺は窓口は農政課のほうに行かせていただきますが、内容によっては建設課と十分調整いただいて対応いただければなと、そんなふうに思います。以上です。

○**委員長** 答弁はよろしいですか。

○**中野重則委員** いいです。

○**委員長** 要望とさせていただきます。ほかに委員よりございますか。よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第25号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第29号 平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○**委員長** 議案第29号平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、議案第29号平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を御説明いたします。別冊となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに第2条、業務の予定量につきましては、片丘浄水場移設更新事業、補正額2,329万7,000円を増額補正いたしまして、1億5,098万4,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、収益的支出の予定額を2,607万2,000円を増額し、支払総額を14億9,239万7,000円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入については、補正予定額446万1,000円を増額し、収入総額を1億5,802万2,000円とするものでございます。支出につきましては、3,785万8,0

00円を増額し、支出総額を7億6,671万6,000円とするものでございます。上のところ、当初定めました括弧書きの中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億7,529万7,000円が、今回の補正で6億869万4,000円となります。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,884万3,000円が3,125万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金2,386万4,000円を5,484万6,000円として補正をするものでございます。私からは以上でございます。

○**上水道課長** それでは、9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出3条予算の支出になります。

21款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費でございます。20節委託料につきましては、去る5月6日の配水管破裂事故に伴う濁水により使用者に御迷惑をおかけしました上西条水系の配水系統でございますが、上西条浄水場は安定した水源であり今後水系拡大等も考えておるところでございますので、流量変化に伴う濁水が懸念される状態では水系管理ができない状態でございます。濁水が発生した区域を重点的に、配水管内にカメラを挿入いたしまして、管内状況の調査費として780万9,000円の補正をお願いするものでございます。また調査結果によりましては、新年度予算で配水管の洗浄も検討したいと考えているところでございます。

次に23節の修繕費につきましては、給配水管修繕の実績に伴う修理件数の増に伴う83万7,000円の増額。鉛製給水管解消につきましては、本年度目標700件解消分の労務費の改定に伴う増額1,050万円の増額、合わせて1,887万円の補正をお願いするものでございます。

次に27節の路面復旧費につきましては、舗装修繕面積の増に伴います増額153万9,000円をお願いするものでございます。

次、4目業務費20節委託料につきましては、満期メーター取替委託に伴います労務費の改定による増額254万8,000円をお願いするものでございます。

次、2項営業外費用2目消費税1節消費税につきましては、補正に伴う消費税納税額の減額469万4,000円でございます。

次に10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出4条予算の支出になります。31款資本的収入3項負担金1目他会計負担金1節他会計負担金につきましては、消防防災からの依頼により消火栓を1基追加で新設する費用143万7,000円の増額でございます。

2目の建設工事負担金1節建設工事負担金につきましては、中部電力の送電線地中化による配水管布設替工事に係る費用302万4,000円の増額でございます。

次に11ページをお願いいたします。資本的収入及び支出4条予算の支出になります。41款資本的支出3目浄水施設費26節工事請負費につきましては、附記のところですけども、小曾部浄水場導水管布設工事につきましては、労務単価及び施工内容の変更、主に現場周辺が岩盤であり施工機械でブレーカーの使用等、あとまた原水の架設工事の工事費の増額に伴います増額1,037万円の増額でございます。次の片丘浄水場移設更新事業、送水管布設工事につきましては、砂防河川松葉沢川のつり橋による水管橋の単価及び労務単価の増額に伴う増額358万4,000円でございます。その2つ下の南内田配水池場内施設整備工事につきましては、施工計画を見直し、その上の浄水池撤去工事を先送りさせていただきまして、南内田配水池の供用開始に伴う場内整備工事を本年度実施し、施設の管理運営を図っていくこととしまして、撤去工事費608万7,000円の減額、整備工事費で2,500万円の増額をお願いするものでございます。

3 1 節補償費につきましては、片丘浄水場移設更新事業送水管布設に伴います地役権設定補償実測面積の増に伴います80万円をお願いするものでございます。

4 目受託建設費2 6 節工事請負費につきましては、収入でも御説明申し上げましたとおり消火栓の新設工事1基135万円、電線地中化に伴います配水管布設替工事費284万円を増額するものでございます。私からは以上です。

○**経営管理課長** それでは、ページをお戻りいただきまして5ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フローとなります。1番の営業活動のキャッシュ・フローにつきましては、当初予算とは変わりございません。2番の投資活動キャッシュ・フロー、マイナス4億5,212万9,000円となっております。あと3番財政キャッシュ・フローにつきましては、マイナス1億2,516万2,000円となりまして、資金の増加につきましては、マイナス1,701万9,000円と、当初に比べて6,416万3,000円の減となっております。

続きまして6ページ、損益計算書となります。これにつきましても、今回の補正で最終的に当年度の純利益のところ、ここが当初予算に比較してマイナス2,848万7,000円となり、3億3,766万2,000円となったものでございます。

続きまして7ページ、8ページ、予定貸借対照表となります。資産合計につきましては、当初予算に比べ2,905万円の減額の149億413万1,000円となっております。負債資本の合計につきましても、149億413万1,000円となっております。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 10ページ、11ページの収入のほうの負担金と、それから11ページの受託建設費、これは金額がイコールではないんですが、この理由を教えてください。

○**上水道課長** 工事費の消費税抜きの部分につきまして事務費を7%いただいておりますので、収入につきましては、工事費の消費税抜きの7%分が含まれておりますので、その分を引いた額が工事費ということになりますので、金額は同一ではございませんのでよろしく申し上げます。

○**委員長** ほかにございますか。

○**古畑秀夫委員** 9ページですが、ちょっとお聞きしたいんですが。委託料、満期メーター取替委託料っていうのは、具体的にどういう内容なのかちょっとお聞きします。

○**経営管理課長** これにつきましては、各家庭に設置してあります検針をするときのメーターですけれども、これが計量法によりまして8年間が有効期限ということになります。それ以上過ぎたものは使えないということになりますので、8年ごとにメーターを交換していかなくちゃいけないということで、今回につきましても、若干歩掛等変わって増額になっているということで、今回補正をしたものでございます。

○**古畑秀夫委員** 8年間ということで、これはあれですか、回ってみて8年たってるで交換してくださいみたいな形で委託されている方が回って来て、交換してくださいって言うてくれるってことか。

○**経営管理課長** これにつきましては、私どもで全てかえた年数を、メーターの中のを全てデータとして持っておりますので、毎年毎年約4千から5千ぐらいのメーターを毎年順次交換して8年以内で使っているということでございます。

○古畑秀夫委員 それでは、8年間で通知があるってことで、個人負担もあるっていう理解ですか。

○経営管理課長 個人負担については、私どものメーターでありますので特にはありません。交換のときにつきましては、業者のほうから立ち入って交換するということをお伝えして交換をしてございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を省いて討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第29号平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第30号 平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第30号平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案30号平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

まず第2条の業務の予定量につきまして、公共下水道污水管路整備事業500万円を補正増額いたしまして7,182万円とするものでございます。

続きまして第3条、資本的収入及び支出の中で、支出のほうでマイナス157万1,000円、これを補正を減額をして、総額につきましては26億9,951万3,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出で2,120万円を増額いたしまして19億2,211万5,000円とするものでございます。これによりまして、不足する額が8億5,651万5,000円から8億7,771万5,000円になります。その補填する金額について消費税及び地方消費税資本的収支調整額695万7,000円を852万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金6億4,266万7,000円を6億6,229万6,000円として補正をするものでございます。私からは以上でございます。

○下水道課長 それでは、9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち支出でございます。21款下水道事業費用2項営業外費用3目消費税でございますが、この補正に伴いまして、消費税納税額157万1,000円を減額するものでございます。

次に10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち支出でございます。41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費であります。これにつきましては、2,120万円を増額いたしまして1億9,260万4,000円とするものでございます。

20の委託料の公共下水道事業計画見直し業務委託料1,620万円につきましては、現在計画が進行しております塩尻市駅北土地区画整理事業ほかの開発計画に伴い、下水道基本計画の見直しを行うものでございます。

その下の26工事請負費の公共下水道汚水管路整備事業、汚水支線工事500万円につきましては、現在相談中の案件や今後市内での開発を見込み増額をお願いをするものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** 5ページにお戻りいただきまして、予定キャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正で最終的に一番下、資金期末残高が2,120万円マイナスとなりまして、3億4,541万3,000円の残となります。

続きまして6ページ、予定損益計算書となります。これにつきましては、消費税の減額があったんですが、税抜きでここは記載されるものなので、特に当初予算と変わりはありません。

最後に7ページ、8ページ、予定貸借対照表となります。資産の合計につきましては、マイナス157万1,000円の397億6,936万4,000円となります。負債資本につきましても、397億6,936万4,000円となって資産と同額となっております。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員より何か質問、御意見ございませんか。

○**中村努委員** この10ページの公共下水道事業計画見直し業務委託料で、今、説明で塩尻駅北の区画整理事業に伴う見直し作業だということだったんですが、これは野村桔梗ヶ原のほうの計画の見直しというのはどのようなになっているわけですか。

○**下水道課長** 今一番確定しておるのが、今申し上げた駅北土地区画整理事業でございまして、まだ野村・桔梗ヶ原のほうが具体的にまだ進んでおりませんので、今回は入っておりません。

○**委員長** ほかに委員よりございませんか。よろしいですかね。

それでは、自由討議を割愛いたしまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第30号平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第30号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

一応議案の審査については以上になりますが、全体を通じて何かございますか、委員のほうから。よろしいでしょうか。

それではですね、当委員会に回付されました陳情の審査を午後1時5分より行い、その後、委員会終了後協議会を開催という日程にいたしますので、よろしく願いいたします。それでは、1時5分開会といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時04分 再開

○**委員長** それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

陳情9月第2号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

○**委員長** それでは、陳情の審査を行います。当委員会へ回付された陳情は1件であります。最初に平成27年9月第2号労働基準法改定案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情についての審査をいたします。事前に文

書表が配付されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日は、議会基本条例に基づきまして陳情者に出席をいただいております。ここで陳情についての説明を求めます。それでは、お願いいたします。自己紹介と続けて説明をお願いいたします。

○陳情説明員 塩尻地区労働組合会議で議長を務めております梅木と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、私のほうからですね、今回の労働基準法改定案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について趣旨の説明をさせていただきたいと思っております。

政府が国会に提出している労働基準法等の一部を改正する法律案は、特定高度専門業務・成果型労働制、高度プロフェッショナル制度の創設により、専門業務に従事する一定年収以上の労働者について、労働時間や休日、深夜割り増し賃金などの労働基準法の制約を外すものであります。これまでの8時間労働の考え方を根底から変えて、長時間労働を助長させ労働者の健康を脅かす危険があります。今回1,000万円以上とされている年収要件ではありますが、一旦改定案が通れば、将来改訂を重ねて段階的に引き下げられることも容易に想像できます。また企画業務型・裁量労働制の見直しでは、年収要件がないために、職種や業種が拡大されれば若い世代の労働者にも適用され、残業ゼロの人がふえて、ますます長時間労働が強いられることとなります。また、本来仕事を求めているはずの人の雇用機会を奪うことにもつながっていきます。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を図るためにも、労働時間制を遵守して、長時間労働の抑止をすることが大切であると考えます。

塩尻市議会において、国に対し労働基準法改定案の撤回を求める意見書の採択を陳情するものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、委員より質問があればお願いをいたします。

○古畑秀夫委員 昨年3月議会にですね、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情が出されておりますが、この内容、それから結果はどうなったか事務局でできればお願いしたい。

○議事調査係長 今回の古畑委員からの御指摘の件ですけれども、平成26年の3月定例会に労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情が出されておまして、こちらは総務環境委員会で当時審議をされておまして、こちらで採択、本会議では全会一致で可決をされております。内容は、全く同一ではございませんが、趣旨としては、同じ流れをくんでいるものかと思っておりますが、陳情者は日本労働組合総連合会長野連合会会長、もう1団体は、日本労働組合総連合会長野県連合会松本広域協議会議長より出されているものでして、主は3点を求めるものであります。

1点目は、不当な解雇として裁判で勝訴して企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間を誘発する恐れのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは行うべきではないということが1点目。

2点目が、低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3点目が、雇用労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に沿って労働者代表委員会、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきこととしまして、こちらのほうを議会として意見書として、

国に対して要望する意見書を上げているものでございます。

○古畑秀夫委員 今の説明ありましたが、前回のやつは幾つか含まれた内容であります、御存じのとおり労働者派遣法の関係は、今国会で既に通過をいたしました。これは、基本的には派遣は3年という期限があり、それから特定26業種というふうに限られていたものが、3年たつて、会社が3年雇ったら、そこで一旦今度は違うメンバーを全部入れかえればずっと派遣を使っていけるということになった法律です、それから26業種じゃなくて全ての業種に派遣ができるという、大変企業にとっては有利であり、労働者にとっては、ずっとこの間派遣で働くような状況になってしまうという状況のものです。

今回出されているのは、労働基準法を変えるという別な法律でありまして、今国会にはかかっておりますが、内容的には先ほど説明者から話がありましたように、基本的な労働者の8時間労働制、労働基準法の基本にかかわる部分を崩していくという内容で、これもまた大変問題のある内容ですので、これについて、もしこういう法律が通っていけば、もちろん日本の労働者全体もありますが、塩尻で働く人たちにとってもいろんな問題あると思うんですが、担当課はどのようにお考えでしょうか。

○委員長 ごめんなさい。担当課についての質問はちょっとやめていただいて、まず先に質問者である梅木さんに対する質問のほうをお願いしたいと思いますので、よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 申しわけない。ほかに。中村委員、さっき手を挙げていましたね。

○中村努委員 梅木さんにお伺いしたいと思います。塩尻地区労働組合会議の代表ということでいらっしゃいますが、この陳情で書いてあること、それから先ほどの説明の中で、特定高度専門業務・成果労働型についてと、企画業務型・裁量労働制の見直しということが問題だということで説明があったわけですが、この塩尻地区の労働組合の方で、こういう制度ができると影響を受けられる方っていうのはどのくらいいらっしゃいますか。

○陳情説明員 労働組合の組合員が個別に1,000万円を超える賃金を受け取っているかどうかということ、私にはちょっとまだわかりませんので、お答えしかねますけれども、この今回の業務内容みたいなのでいけばですね、デザイナーとか公認会計士とか具体的にはいろいろネットとか見れば出ていますけれども、そういった労働に当たる人が中に何人いるかっていうことを考えれば、塩尻地区の労働組合会議の所属している労働組合はですね、いわゆる今までの官公労の方が多いです。公務員さん、それからあとはタクシーの運転手さんとかいろんな方いらっしゃいます。それで、こういった職種についている人は、私はちょっといないんじゃないかなというふうに思います。

○中村努委員 主は官公庁の職員という、今お話がありましたが、今のお答えの中にあつたとおり、ここにも一定の年収等を条件にしたものなんです、要は塩尻市内にも1,000万円以上いただいている管理職でない官公庁の方ってのはいらっしゃるんですか。

○委員長 梅木さん、答弁を。もしわからない場合は、それはそれで結構です。

○陳情説明員 わかりません。

○委員長 結構ですか。ほかにもございますか。

○副委員長 私は何をいまさらこういうことを言うのかなというような立場です。というのは、私事ですけど、多分派遣法の絡みだったと思いますが、前の仕事のときに高度プロフェッショナル職種ということで、IT系の

ところでやっていました。特徴的なところは、プロジェクトの仕事なんで、緩急がものすごくあるんです。例えば、一晩二晩寝ないで何とかつなぐとかですね、そういうことをやっているところで、そういう意味では、職種から来るところの勤務形態とのバランスというはあるんで、さらに裁量労働制といいますか、同じようにこのテーマを1つの組織の中でこれだけの成果を出せば、会社来ようと来まいと関係ないよというようなことも、もうポピュラーです。それを考えたときに、なぜ今これをやらないかのかなということがわかりませんし、それから職種ということの明快な定義と、先ほどの梅木さんの御説明の中で。失礼しました、当時私は1,000万円はもらっていませんでしたので、1,000万円のあれっというのは今回の1つの規約のあれだと思っておりますが、現状定義しようとしている職種並びに諸条件というようなことが拡大する可能性があるというような危惧のもとでのお話ではなかったかと思いますが、ちょっと政府がなぜこれを今というようなことは、ちょっと私もよく理解できていないんですけれども、基本的には、私はなくてもいいというふうな立場で撤回ということです。

○委員長 ほかに。できれば質問形式でいただいて、その後自由討議を行いたいと思っておりますので、よろしく願います。ほかの委員より質問等はよろしいでしょうか。

自由討議を行います。本陳情に関して、それぞれ御自身の御意見も含めて御発言いただければと思います。

○古畑秀夫委員 さっきの質問の部分というのはあれですか。

○委員長 行政側に聞きたい。

○古畑秀夫委員 聞きたいのはいいですか。

○委員長 わかりました。事実のいわゆる意見の聴取でなく何かの確認でしたら結構かと思いますが、それ以外は基本的には陳情者が来ていますので、そちらのほうに聞いていただきたいと思っております。

○古畑秀夫委員 先ほど陳情者からもお話ありましたように、労働基準法の中で一番大切な8時間労働制という基本的な部分が崩れてしまって、年収、年俸制みたいな形になっているかどうかわかりませんが、幾ら、8時間以上働いても超勤がつかないという、残業ゼロ法案といわれる法律ですけれども、こういうことになっていきますと、今、社会的に過労死の問題なんかも大変社会的な問題になっており、過労死をさせないということでのいろんな法律もできている中でこういうものが出されてくると、さらに過労死が進んでしまうというようなことを危惧するものでありますので、これらについては自由討論だ。

○委員長 先に言ってください。発言は賛成反対も含めて。討論は後でもう一度やりますので。

○古畑秀夫委員 含めて言っちゃっていいかな。そういうことをいろいろと考えますと、やはり陳情どおり、まあ今国会では恐らく時間の関係もありまして、今国会では議論されないまま先送りになっていくと思うんですけれども、法案は撤回をして、むしろもっと労働者が安心して働けるようなふうにしていくことが、先ほどの派遣の問題もそうですけども、日本が今アベノミクスなんていうことで景気回復含めてやっているわけですけれども、8割、9割いる労働者の賃金や労働条件が一定程度安定しないと国内需要も高まらない。そういうことの逆になっていくような法律でありますので、ぜひ撤回を求めるといった意見書の採択には賛成をしたいと思っております。それから、先ほどの話を聞いてもいいですか。

○委員長 何を。どうぞ、事実確認でしたらどうぞ。

○古畑秀夫委員 先ほど言った部分、繰り返しません、この法律が通っていくということになっていくと、どんなようなことが考えられるといたしますか、ありましたらお伺いしたいと思います。

○副事業部長（産業政策課長） 今回のですね、高度プロフェッショナル制度の創設ということで、私もちよつと概要をですね、調べさせていただきました。特定高度専門業務、また成果型労働制ということで言われておまして、話題にのっておりますように一定の収入、少なくとも1,000万円以上を有する労働者がですね、高度の専門的知識を使用する等の業務に従事する場合ということでございます。1つには、どういった業務が対象なのかということがまだ曖昧な部分があるのかなというふうに思います。それで、その中でですね、仮にこの制度が成立しまして実際に業務としてやっていく場合にですね、幾つか要件がございます。まずは本人の同意がいるということでございます。それからあと労使の委員会の決議が要件となっております。また事業主がですね、該当者に対しまして医師に面接の指導を受けさせなければならないという、そういったことも労働安全衛生法上の関係でございますが、ございます。したがいまして、行政といたしまして、要件が備わって実施されるという場合にはですね、そういうような形でしっかりやっていると、監視体制、私どもで言いますと中信労政事務所あるいは労働基準監督署を含めまして、監視体制をしっかりやることが必要になるというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 それと、先ほど中村委員からもありましたように、今塩尻でこういうふうにかかわる人がいるかどうかというの、ちょっと私たちもつかんではいせんけれども、いずれこれが1,000万円が900万円、800万円という形で下げられるというのは容易に想像できるわけでありまして、そういうことになってきますと、当然今は直接かかわりなくも少しずつ、派遣法のやつも最初は26業種ということで特定したのが、今はフリーで派遣がどこも自由に使えるみたいに、どんどんどんどん緩和されていってしまったわけでございますので、そういうことからしたときに、これもそういう、現在塩尻にあるかどうか、関係者がいるかどうかわかりませんが、広がっていくという心配がありますので、先ほど言いましたように陳情に賛成をしたいと思います。

○委員長 ほかに発言。

○中村努委員 私はですね、この労働基準法の今回の改正の出発点が違うんじゃないかなというふうに思っています。昔と違って労働組合の構成率というんですか、加入率と言えばいいのかわかりせんけれども、それが非常に低下していて団体交渉力というのが落ちてきている中で、ブラック企業という呼び方で呼ばれているような業種もふえてきたと。非常に雇用労働環境のコントロールが難しいという問題意識から私はスタートしている問題だと思います。今、高度プロフェッショナル制度等のほうに話が中心にいつていますが、それ以外の部分を見ますと、現に労働組合に入っていないような労働者を守るというような内容も多岐にわたって改正をされております。例えば、中小企業における時間外労働への割り増し賃金の適用除外ですとか、健康確保のために時間外労働に対する指導を強化するだとか、年次有給休暇の取得を促進する、フレックスタイムの精算期間を延長したりとか、先ほどちらっと出てきたかと思いますが、企業単位での労使の自主的な取り組みの促進というようなことで、しっかりと雇用側、使用側しっかりそれぞれ話し合って、労働時間あるいは年次休暇等の取得ができるようにという法律改正でありますので、今回の改正はおおむね労働者の側の利益に立ったものであるという認識をしておりますし、当面ですね、高度プロフェッショナル制度等はですね、1,000万円以上というあまり労働基準法で守られなければならない人たちの対象にしたものではないというふうに私は思いますので、この陳情には賛同しかねますので不採択という意見でございます。

○委員長 ほかに。自由に御発言していただきたいと思いますが、今のに対して、もしあれば。

○古畑秀夫委員 今、労働者を守るような法律だということでしたけれども、先ほども昨年の3月に、連合ということで、日本総連合ですから一番日本の中でも大きな労働組合、連合体ですけども、その組織がそういうことで反対ということでのいるわけでございますし、今回の場合も労働組合の側から出てきておりました、反対、今の労働基準法改正が反対だということを出されてきておるわけでありまして、基本は恐らく国が、安倍首相はよく言っていますけれども、世界で企業が一番企業経営をしやすい国にするんだという視点から、私は今回の派遣法にしても、それから労働基準法改正、それからこの次に恐らく出されてくるであろうという、いわゆる解雇の金銭ルール、解雇した後、裁判で負けたとしてもお金で解決するみたいな法律が出されるだろうということではありますが、そういうことで、労働者にとっては派遣法もこの間、連合さんやあらゆる組合はこの間の派遣法には反対をしておりましたし、反対の声明も出されておったわけですけども、今回のやつもそういうことで反対をしていることからしても、果たして労働者のための保護の法律かどうかということは疑問です、逆じゃないかなあと。先ほど私が言った企業が一番活躍できる国にしたいというところから始まっているし、もともと経団連なんかこれが主張していた内容でございますので、その考え方はちょっと違うのではないかなあとと思います。

○中村努委員 冒頭ですね、前回の議会での陳情の取り扱い、陳情内容というのを聞かせていただいたんですが、恐らくそんな御意見も踏まえて、政府の中でもですね、新しいこの改正案をつくり上げてきたと思います。その間に今まで一度も行われてこなかった政労使会議というのも実際行われておりますので、しっかりとその辺は、それらの意見をまとめた改正案であるというふうには私は思っておりますので、先ほど言ったとおりの意見でございます。

○委員長 ほかの委員より発言はないですかね。

○牧野直樹委員 なし。

○委員長 なしですか。よろしいですか。

討論に移りたいと思います。討論はありませんか。一応していただかないと。

○中村努委員 先ほど申し上げたとおりですね、今回の労働基準法改正については、現状を取り巻く労働雇用環境を改善するという目的のものの改正であって、それによって不利益を得るような労働者というのが、私には見えてきませんので、本陳情については不採択であります。

○委員長 ほかにございますか、討論。

○古畑秀夫委員 先ほども言いましたように、日本総連合からも先ほど言いました昨年の3月ですけども反対の意見書が出され、メンバーは違いますけれども、塩尻市議会として労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情というのが採択をされて、国及び関係機関に出されておりますし、この労働組合総連合も、それからいろんな労働団体もみんな反対をしておりますし、先ほど言いましたように、一番基本である8時間労働制というものを崩していってしまう極めて重要な問題であり、今後こんなことが通っていきますと、長時間労働が蔓延し、過労死の問題、それからいろいろ騒がれておりますブラック企業がまたより使いやすくして、これを利用して使っていく可能性が出てまいりますので、私はこの陳情に賛成の立場でございます。

○委員長 ほかに討論はございませんか。討論を終わります。

それでは、採決に移りますが、陳情9月第2号労働基準法改正案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情に

については、委員から反対意見がありますので、採決は挙手にて行います。なお、挙手をしない委員においては、不採択とみなします。それでは、採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手多数」〕

○**委員長** ありがとうございます。挙手多数。よって、当委員会の審査結果は採択ということで決し、陳情9月第2号労働基準法改正案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情については、採択することに決しました。

それでは、陳情の内容においては、意見書を国や党に提出するようということが書かれておりますので、これについて意見書案がありますので、配付をしたいと思います。

それでは、事務局で朗読をお願いいたします。

○**議事調査係長** 労働基準法改正案の撤回を求める意見書（案）。

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、「高度プロフェッショナル制度」の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容です。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは断じて許されません。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、我が国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行しています。

特に、労働時間、休日、深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」であると国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出をあきらめた「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものであり、創設することは断じて許されません。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、全ての労働時間を対象とする「労働時間の量的上限規制」や、「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入することこそが必要です。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○**委員長** 委員より、御質問、御意見はありますか。

○**中村努委員** 最後のところですけど、よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるようって書いてあるんですが、次の事項というのは何ですか。

○**議事調査係長** 済みません。そのところについては、ちょっと配付漏れがございます。大変申しわけございません。ちょっとまた配付させていただきますので、ちょっと一旦休憩をいただいでよろしいですか。

○**委員長** それでは、暫時休憩といたします。

午後1時37分 休憩

午後1時40分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。事務局より、意見書案について説明がありますので、お願いいたします。

○**議事調査係長** 大変失礼しました。意見書案として御提出されたものにつきましては、済みません、先ほど私、この後のものがちょっとあると勘違いしていました。実際これが出されたそのもので、次にというものが実際に記載されていない意見書でございまして、ちょっと確認をしましたところ、本来であれば、ここに本会議場で配られました陳情文書表の別紙にあります陳情事項を本来ちょっとここに記載をしたかったということで、陳情者より確認をとれておりまして、次の事項というのは、塩尻市議会において、国に対し、労働基本法改正案を撤回するよう求める意見書を提出されるよう陳情しますということが、次の事項ということで当たりますので、そのように意見書の審査をお願いしたいと思います。

○**中村努委員** これ、議員提出議案になるので口頭で言われても、これでいってというわけにはいかないので、きちんとした案を文書で出してください。

○**委員長** 先に事務局。

○**議事調査係長** 失礼しました。こちらの案につきましては、当初陳情者からいただいた原本の写しということでお配りさせていただきましたので、こちらにつきましては、もちろん本会議に出す際につきましては、毎回本会議用に意見書を実際に出してございまして、委員会の中では、こちらの写しのほうで審査をいただいておりますが、確かにこちらのほう不備がありますので、こちらにつきましては、この陳情事項を入れたものを再度打った中で審査をいただきたいと思います。

○**牧野直樹委員** 意見書の審査なんで、もう陳情するということでやってるだもんでさ、任せてもらえばいいじゃん。

○**委員長** ちょっと待ってください。牧野委員からそういう意見があります。中村委員はちゃんと出したほうがいいと。ほかに。

○**古畑秀夫委員** 陳情事項については、先ほどのように通りましたので、整理だけの問題で。あと、よって、ってところから次を少し消してもらって、塩尻市議会においては、国に対して労働基準法改定案の撤回をするよう求めます、みたいな形で、意見書を提出しますという形で、少し文章を整理してもらえば、内容についてはみんな承知している話だ。あとは文章整理を委員長、副委員長でお願いしたいと思いますけど、できたら。中身が変わるってことじゃないから。

○**中村努委員** 委員会の議案の審査をしているので、議案自体が字句の訂正ではないですよ、これは。字句の訂正程度なら委員長、正副議長に一任してもいいですけども、議案自体が違うとか不備であれば、休憩でも取って、ちゃんと入れたものを出していただきたいと思います。これは委員会審査として、このままぐだぐだというのはちょっとおかしいと思うので、ぜひそれを委員長にお願いいたします。

○**委員長** 双方御意見をお伺いしました。ちょっと字句等のレベルではないのは事実ですので、大変私もきょう本日この案を拝見したもので気づかなくて申しわけありませんでしたが、そうしましたら、これデータで事務局ありますか、すぐ、5分程度で打ち直し可能ですか。

○**議事調査係長** 済みません、こちらデータにつきましては、あくまで紙ベースで提出者からいただいたものがありますので、こちらのほうを実際に打ちかえる時間をいただければと思います。

○**委員長** 打ちかえる。そしたら、修正テープで消して手書きで結構ですので、きちんとしたものを出していただくよう、中村委員それで結構ですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 では、ちょっと暫時休憩といたします。

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、意見書案について事務局よりお願いをいたします。

○議事調査係長 大変失礼いたしました。それでは、意見書案を再度配り直させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを許します。

それでは、説明を求めます。

○議事調査係長 済みません。先ほどの意見書の最後の2行でございますが、よって、政府に対し労働基準法改正案の撤回を求めるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します、ということとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ということですが、いかがでしょうか。中村委員いいですか。質問はないですか。

○中村努委員 質問はいいです。

○委員長 それでは、委員より質問や意見はないということですので、意見書を提出したいと思いますが、反対の中村委員については、もしあれば。

○中村努委員 今は意見聞いただけだよね。

○委員長 意見聞いた。この意見書についてはいい、意見。

○中村努委員 質問だよね。

○委員長 質問はないですよ。

○中村努委員 質問はないけど意見はある。

○委員長 意見はある。わかりました。そうしたら、御意見はございますでしょうか。

○中村努委員 先ほど陳情審査の中でも申し上げたとおりですね、今回の労働基準法の改正についてのそもそもの入り口の認識が違うということ、それから塩尻市内の労働者においても、この法律改正によって不都合を生じような方の確認ができなかったという点、さらに今までのブラック企業等の労働者保護のための法律改正であって、また世界基準でしっかり仕事ができるような体制整備を改めて法律で定めたということでもありますので、議会からこの意見書を出すことについては反対をいたします。

○委員長 ほかに御意見ございますか。ないですね。

そうすると、討論やることじゃないよね。ちょっと事務局で確認してもらっていいでしょうか。

○議事調査係長 通常全員一致のものにつきましては、委員長名で通常本会議に提出されることとなりますが、反対意見があったり意見書に賛同できない委員がいた場合につきましては、反対する委員を除いた委員の名前、委員長ではなく委員名で、賛成していただいた5人の名前で本会議に意見書として提出をさせていただくこととなります。

○委員長 今の事務局説明のとおり提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書の案文、条項、字句、数字その他整理を要するもの等については、委員長に一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、意見書については、委員長に一任と決しました。議会第2号労働基準法改正案の撤回を求める意見書の採択を求める陳情に関する意見書については、提出することといたします。それでは、最後、梅木さんから一言、皆様にお話があるそうですので、どうぞ。

○陳情説明員 済みません。このたびは不備な意見書案をつくってしまいまして、皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。

○委員長 ありがとうございます。市長部局から何かあれば。

議会閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長 大変お疲れさまでした。決算審査いただきましたように、産業振興事業部、建設事業部及び水道事業部、多岐な課題を抱えております。したがって、議会閉会中の継続審査をお願い申し上げるものであります。よろしくをお願いします。

○委員長 だいま、継続審査の申し出がありました、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして慎重に御審査をいただきまして、大変多くの御意見を賜りました。また、提出をいたしました全ての議案に対して御承認をいただくというようなことで、大変ありがたく思っております。いただいた御意見、御指摘を今後の行政の執行に十分生かしてまいりたいというふうに考えております。御礼を申し上げて御礼の御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、一旦閉じまして、休憩等を挟まずそのまま協議会のほうに移りたいと思いますが、よろしく願います。退席は自由ですので、しばらくちょっとお待ちください。準備、資料配付等まで。

午後2時00分 閉会

平成27年9月15日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印